

伊勢原市小規模事業者臨時給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けている市内の小規模事業者の事業継続を支えることを目的に、予算の範囲内において伊勢原市小規模事業者臨時給付金(以下「給付金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における「小規模事業者」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に規定する小規模事業者
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)第2条に規定する会社、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第3条第2項に規定する特例有限会社又は個人事業主

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者(以下「対象者」という。)とする。

- (1) 市内に事業所を有する小規模事業者
- (2) 申請時点において、事業を継続する意思を有していること。
- (3) 事業収入が減少した小規模事業者のうち、次のいずれかに該当していること。

ア 法人であって、令和2年4月又は5月のいずれか1か月当たりの事業収入が、前年同月比で20パーセント以上50パーセント未満減少していること又は平成31年1月から令和元年12月までの事業収入の合計額を12で除した額と比べて20パーセント以上50パーセント未満減少していること。ただし、平成31年1月以降に創業した場合、令和2年4月又は5月のいずれか1か月当たりの事業収入が、前年同月比で20パーセント以上50パーセント未満減少していること又は創業した月から令和元年12月までの事業収入の合計額を創業後の月数で除した額と比べて20パーセント以上50パーセント未満減少していること。

イ 個人事業主であって、確定申告書類が青色申告の場合、令和2年4月又は5月のいずれか1か月当たりの事業収入が、前年同月比で20パーセント以上50パーセント未満減少していること又は平成31年1月から令和元年12月までの事業収入の合計額を12で除した額と比べて20パーセント以上50パーセント未満減少していること。ただし、平成

31年1月以降に創業した場合、令和2年4月又は5月のいずれか1か月当たりの事業収入が、前年同月比で20パーセント以上50パーセント未満減少していること又は創業した月から令和元年12月までの事業収入の合計額を創業後の月数で除した額と比べて20パーセント以上50パーセント未満減少していること。

ウ 個人事業主であって、確定申告書類が白色申告等の場合、令和2年4月又は5月のいずれか1か月当たりの事業収入が、平成31年1月から令和元年12月までの事業収入の合計額を12で除した額と比べて20パーセント以上50パーセント未満減少していること。ただし、平成31年1月以降に創業した場合、令和2年4月又は5月のいずれか1か月当たりの事業収入が、創業した月から令和元年12月までの事業収入の合計額を創業後の月数で除した額と比べて20パーセント以上50パーセント未満減少していること。

(4) 平成31年4月及び令和元年5月の事業収入の合計額又は平成31年1月から令和元年12月までの事業収入の合計額を12で除した額に2を乗じた額から令和2年4月及び5月の事業収入の合計額を引いた金額が100,000円以上であること。ただし、平成31年1月以降に創業した場合、平成31年4月及び令和元年5月の事業収入の合計額又は創業した月から令和元年12月までの事業収入の合計額を創業後の月数で除した額に2を乗じた額から令和2年4月及び5月の事業収入の合計額を引いた金額が100,000円以上であること。

(5) 令和2年6月1日時点で、国の持続化給付金の支給対象でないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかかる接客業務受託営業を行うもの

イ 宗教上の組織又は団体

ウ 政治団体

エ 次のいずれかに該当するものが小規模事業者に含まれるもの

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号の細分において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(ウ) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、給付金の趣旨又は目的に照らして

適当でないと市長が判断するもの

(支給額)

第4条 給付金の支給額は、対象者につき一律100,000円とする。

(支給の申請)

第5条 給付金の支給の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、伊勢原市小規模事業者臨時給付金支給申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、令和2年7月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 事業収入比較表
- (3) 給付金の振込先が確認できる書類
- (4) 事業所の所在地並びに平成31年及び令和元年の事業収入が確認できる書類
- (5) 市内での事業実態が確認できる書類
- (6) 令和2年1月から5月までの各月の事業収入が確認できる書類
- (7) 本人確認ができる書類(個人による申請の場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、給付金を支給すべきと認めたときは、伊勢原市小規模事業者臨時給付金支給決定通知書(第2号様式)により、支給すべきでないと認めたときは、伊勢原市小規模事業者臨時給付金不支給決定通知書(第3号様式)により、申請者へ通知するものとする。

(給付金の返還)

第7条 市長は、給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。
- (2) 給付金の申請に関する誓約事項に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が給付金の支給を不相当と認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和2年6月18日告示第98号)

この告示は、令和2年6月19日から施行する。

伊勢原市小規模事業者臨時給付金支給申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

伊勢原市小規模事業者臨時給付金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 基本情報

申請者種別	法人	法人番号											資本金			円	
		本店所在地															
		法人名															
		代表者役職・氏名	(印)														
	個人	個人事業主氏名	(印)										屋号				
		生年月日	大・昭・平			年			月			日	住所				
	共通	伊勢原市内事業所所在地	〒259-			伊勢原市											
		創業年月日	大・昭・平・令			年			月			日	決算月 (法人のみ)			月	
		業種分類 及び 従業員数	<input type="checkbox"/> 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）													人（5人以下）	
			<input type="checkbox"/> サービス業の内、宿泊業・娯楽業													人（20人以下）	
<input type="checkbox"/> 製造業・その他															人（20人以下）		
業務内容																	
担当者氏名 (所属)		()										電話番号					
振込口座	金融機関名											店名					
	口座番号											預金種別	普通・当座				
	口座名義	(カタカナ)															

2 事業収入比較（別紙：事業収入比較表より転記）

A方式	前年同月の事業収入と 対象月の月間事業収入を比較する場合					
前年同月比 の減少率	(4月)			(5月)		
	①	%		①	%	
事業収入の差	②					円 ≥ 10万円

B方式	前年の月平均の事業収入と 対象月の月間事業収入を比較する場合					
前年月平均比 の減少率	(4月)			(5月)		
	③	%		③	%	
事業収入の差	④					円 ≥ 10万円

3 支給申請額 100,000円

第2号様式（第6条関係）

伊勢原市小規模事業者臨時給付金支給決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで申請のありました伊勢原市小規模事業者臨時給付金の支給について、伊勢原市小規模事業者臨時給付金支給要綱第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 支給決定額 100,000 円
- 2 支給条件 伊勢原市小規模事業者臨時給付金支給要綱第7条の規定に該当すると認められたときは、この決定を取り消す。
- 3 振込予定日 年 月 日

（事務担当は、 ）

第3号様式（第6条関係）

伊勢原市小規模事業者臨時給付金不支給決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで申請のありました伊勢原市小規模事業者臨時給付金の支給について、次の理由により支給しないことと決定したので通知します。

（支給しない理由）

（事務担当は、 ）